

第8編 厚生（虎姫町総合センター設置運営規程）

○虎姫町総合センター設置運営規程

（昭和52年8月25日）  
（規則第12号）

改正 昭和57年4月1日規程第2号

昭和60年5月31日規程第1号

（目的）

第1条 虎姫町文化館、虎姫町教育集会所、虎姫町児童館を総合運営する機能として、虎姫町総合センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 名称及び位置は、次の通りとする。

- (1) 名称 虎姫町総合センター
- (2) 位置 虎姫町大字酢280の1番地

（職員）

第3条 虎姫町総合センターに次の職員を置く。

- (1) 館長（虎姫町文化館長が兼ねる。）
- (2) その他必要な職員

（事業）

第4条 第1条に掲げる目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 同和対策の推進調整に関すること。
  - ア 同和対策事業及び同和教育の推進を総合的には握し、関係機関への連絡調整を行う。
  - イ 地域住民及び地域諸団体との連携協力に密にするための連絡調整を行う。
- (2) 調査及び研究に関すること。地域住民の生活実態及び意識を調査し、その生活基盤の確立及び解放、自立意識の向上のための研究を行う。
- (3) 自主的活動の育成指導に関すること。

（運営委員会）

第5条 総合センターの円滑なる運営を図るため運営委員会（以下「委員会」という。）を設け、町長の諮問に応じて答申する。

(1) 組織に関すること。

この委員会は、委員16名以内を以つて組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- ア 教育関係者
- イ 議会関係の代表者
- ウ 社会、福祉関係者

D  
〔虎姫町五〇〕  
三〇八三ノ一六

## 第8編 厚生（虎姫町総合センター設置運営規程）

- エ 行政、協力機関の代表者
- オ 地域住民の代表者
- カ 学識経験者
- キ その他町長の適当と認めた者

## (2) 任期に関すること。

委員の任期は、1年とし、再任をさまたげない。但し、補欠により、就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。尚、関係機関及び団体より選出された者の任期は、前文の規定にかかわらず当該及び団体の任期とする。

## (3) 委員長、副委員長に関すること。

ア 委員会には、委員長及び副委員長をおき委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

イ 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり、会務を総理する。

ウ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、職務を代理する。

## (4) 会議に関すること。

ア 委員会は、委員長が招集する。

イ 委員会は、定例的に年2回以上開催するものとする。但し、委員長が必要と認めたときは、この限りでない。

## (5) 定足数及び表決

ア 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

イ 委員会の議事は、出席委員の過半数を以つて決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

## (6) 庶務

委員会の事務は、文化館職員において処理する。

## (7) その他

この規程に定めるもののほか、委員会運営上必要な事項は、委員会に諮つて町長が別に定める。

## 付 則

この規程は、公布の日より施行する。

## 付 則（昭和57年規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

## 付 則（昭和60年規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。